

「奈良県消費者行政活性化基金」による消費者行政強化・活性化事業

【国の方針】

- 消費生活相談業務が複雑化・高度化する中、H21から3年間を消費者行政の「集中育成・強化期間」とし、地方消費者行政の取り組みを支援。
- 国H20第2次補正予算により、消費者行政活性化交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金を創設し、都道府県に基金を造成。
- 国H21補正予算により、基金に積み増しするための消費者行政活性化交付金を追加配分するとともに、事業ごとの上限額を撤廃し、消費者庁創設に伴い増大する業務に係る人件費の支援事業、商品テスト強化事業等を追加。
- H22.8月に基金管理運営要領を改正し、相談員の報酬引き上げも基金対象となる。また、基金事業はH24年度まで1年延長可能。
- H24年度末で基金終了が予定されていたが、国H24補正予算及びH25当初予算で基金の上積み措置。（基金事業のH25年度までの1年間再延長）
- さらに、国H25補正予算及びH26当初予算で基金の上積み措置。（基金事業の延長）

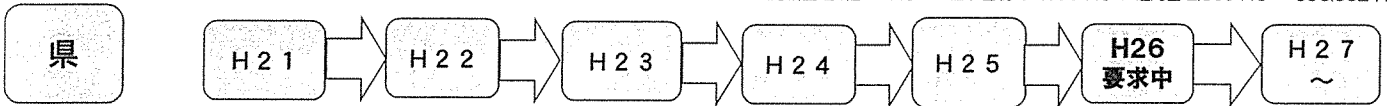
【本県の対応予定】

- 地方消費者行政活性化交付金等を活用して、H21.3月に基金を造成。県消費生活センターを専門的・広域的相談のための中核センターとして位置付け、H21～H23に市町村に勤務する相談員の養成・レベルアップのための研修や県センターの機能強化を実施。
- 市町村相談体制の効率的な充実・強化を目指し、近隣市町村との広域連携を推進。（H22年度は「奈良モデル」検討課題）
- 消費者行政活性化基金条例を改正し、H24年度、H25年度まで基金事業を実施できるよう条例の有効期限をそれぞれ1年延長。（H24年及びH25年の2月議会議決）
- H26年度も引き続き基金事業を実施できるよう条例の有効期限を1年延長。（H26年の2月議会提案予定）

【県：26年度重点実施項目】

- 消費者教育の推進
- 消費者被害の未然防止等を図るため、消費者教育に関する実態調査・分析を行うとともに、消費者教育の推進に関する施策について意見をいただくため、消費生活審議会に消費者教育推進に関する部会を設置

注 基金造成額 = H20(2月補正) 222,616千円 + H21(9月補正) 52,000千円 + H24(2月補正) 60,640千円 + H25(2月補正) 21,277千円 + H26(当初) 37,699千円 + 運用益 2,300千円 = 396,532千円



【窓口開設状況】

開設場所	開設日	時間	相談員数
奈良・中南和	月～金	9～12時 13～16時	8人/日

→ (H21～) 時間 9時～16時30分

相談員数
10人/日

→ (H22～)

相談員数
11.6人/日

→ (H23～)

うち、市町村支援対応 1.6人/日

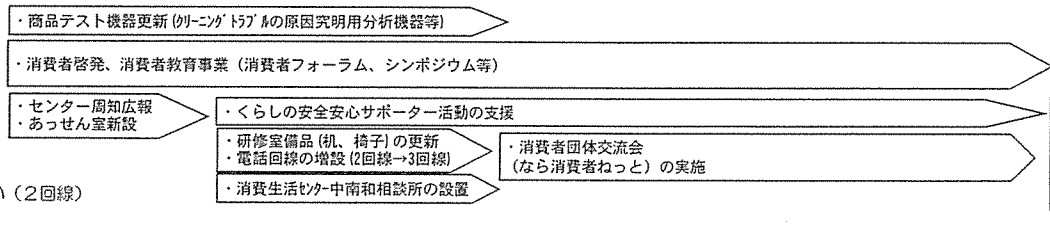
相談員数
11.2人/日

→ (H25～)

うち、市町村支援対応 1.6人/日
消費者教育対応 1.6人/日

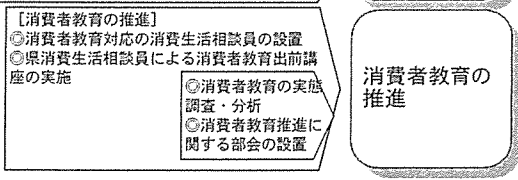
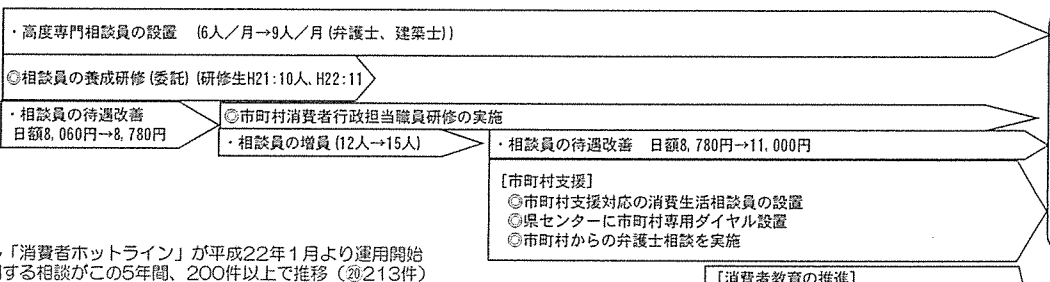
県消費生活センター機能が脆弱

- 電話回線が少ない(2回線)
- センターが狭小



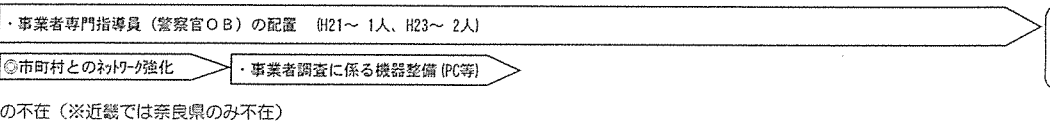
消費者問題の高度化

- 全国共通ダイヤル「消費者ホットライン」が平成22年1月より運用開始
- 多重債務問題に関する相談がこの5年間、200件以上で推移(※213件)



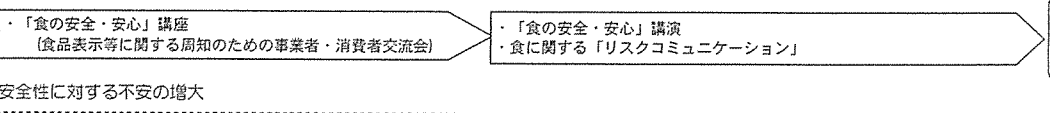
悪質事業者への対応不足

- 事業者専門指導員の不在(※近畿では奈良県のみ不在)



食に関する不安の増大

- 外国産等の食品の安全性に対する不安の増大



市町村

支援(再掲) ・基金を取り崩して市町村に交付
・市町村ネットワークの強化

相談窓口体制が脆弱

【目標】 ・市町村消費生活センターの倍増(4→8)
・センター未設置市町村の解消(10→0)

センター、相談窓口として機能

【H20相談窓口の開設市町村】

週4日以上	4
週3～1日	25
未設置	10

【市町村相談窓口の広域化】

宇陀市・曾根村・御杖村(H22.4～)

天理市・山添村(H23.4～)、橿原市・高取町(H23.5～)
御所市・葛城市(H23.4～)、香芝市・広陵町(H23.10～)
平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町(H23.4～)、
五條市・野迫川村・十津川村(H23.4～)、
上牧町・河合町(H23.10～)

【H25相談窓口の開設市町村】

週4日以上	22(8)
週3～1日	17
未設置	0

※カッコは職員対応